

# 佐世保市市民活動保険 【一般競争入札】

佐世保市公告第107号

一般競争入札を執行するので地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき次のとおり公告します。

令和7年4月24日

佐世保市長 宮島大



## 1 一般競争入札に付する事項

- (1) 業務名  
令和7年度佐世保市市民活動保険業務
- (2) 履行の内容等  
入札説明書及び仕様書等による。
- (3) 履行期間  
令和7年6月1日午後4時から令和8年6月1日午後4時まで
- (4) 入札方式  
本件業務は、開札後に入札参加資格の有無を確認する入札後資格確認型一般競争入札で入札執行する。

## 2 入札参加資格

入札に参加する資格は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であること。ただし、次号の損害保険代理店はこの限りではない。
- (2) 佐世保市内に本店、支店若しくは営業所を有する者又は前号に規定する者の損害保険代理店（保険業法の規定により登録を受けた者をいう。）であること。
- (3) 過去2年間において、地方自治体等との間で、本件入札に付する保険契約と類似商品を契約した実績があること。
- (4) 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）が200パーセント以上あること。
- (5) 保険業務に精通した常勤の従業員を配置し、本業務の履行体制が組成できること。
- (6) 地方自治法施行令第167条の4の規定による入札参加制限を受けていないこと。
- (7) 本市に納付すべき市税の滞納がないこと。
- (8) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (9) 代表者、自社の役員等が、佐世保市暴力団排除条例（平成24年条例第1号）に規定する者でないこと。
- (10) 入札公告の日から落札決定の日までの間のいずれの日においても、営業停止処分を受けていないこと。
- (11) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成8年法律第95号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (12) 仕様書の条件を満たす金融庁の許可を得た商品を有していること。

## 3 入札説明会

- (1) 入札書、入札説明書、仕様書等の交付方法  
佐世保市ホームページでの仕様書等の公表をもって、現場説明会に代える。
- (2) 入札書の提出方法  
電子メール入札とする。詳細は、入札説明書等に記載のとおり。

- (3) 開札日時及び場所  
ア 日時：令和7年5月9日（金）午前11時00分  
イ 場所：長崎県佐世保市八幡町1番10号  
佐世保市役所 2階 コミュニティ・協働推進課
- (4) 開札手続  
ア 開札時の立会いは市職員にて行う。  
イ 開札の結果、予定価格以下の価格で入札した者のうち、最も安価な額を入札した者を落札候補者とする。また、この場合において同額の入札をした者が2者以上あるときは、くじにて落札候補者を決定する。  
ウ 予定価格の範囲内の価格で入札した者がいない時は、再度、市が指定する日に改めて入札を行うこととし、別途連絡を行う。この場合、郵便入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。
- (5) 落札候補者へは開札日の16時までには通知する。なお、落札候補者以外には通知しないこととする。

#### 4 資格確認の申請手続

- (1) 申請の方法  
落札候補者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び確認に必要な書類を添付して、直接持参により提出するものとする。
- (2) 提出部数  
1部とする。なお、提出した資格確認申請書等は返却しない。
- (3) 添付書類  
ア 保険業法（平成7年法律第105号）第2条第4項に規定する損害保険会社、同条第9項に規定する外国損害保険会社等又は同法第219条に規定する特定損害保険業免許を有する特定法人であることを証明する書類（写しを可とする）  
イ 保険業務に精通した常勤の従業員名簿  
ウ 保険金等の支払い能力の充実の状況を示す比率（ソルベンシー・マージン比率）を示す書類  
エ 本保険業務に保険約款等の書類（担保される内容を明示したもの）  
オ 佐世保市市税及び国民健康保険税に関する「滞納のない証明」  
カ 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないことの納税証明書  
キ 過去2年間の類似商品の契約実績書
- (4) 申請時期  
令和7年5月14日（水）の午後5時00分まで
- (5) 一般競争入札参加資格確認  
一般競争入札参加資格の有無については、特別の定めがある場合を除き、開札日時を基準として、(1)により提出された資格確認申請書等に基づき確認するものとする。この場合において、落札候補者は、本市から資格確認申請書等に関し説明を求められたときは、これに応じなければならない。

#### 5 落札者の決定

- (1) 前記4(5)により落札候補者が競争入札参加資格を有すると確認された場合は、当該落札候補者を落札者として決定する。  
(2) 落札者にはあらためて連絡する。

#### 6 その他

- (1) 契約手続等において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
佐世保市財務規則第169条第3項の規定により免除
- (3) 契約保証金  
佐世保市財務規則第142条の規定により契約保証金（契約予定金額の100分の10）を支払うものとする。ただし、佐世保市財務規則第144条の規定に該当する場合は免除とする。

- (4) 契約書作成の要否  
要（佐世保市が指定する日までに保険証券を徴取する）
- (5) 違約金  
落札者が前記(4)を行わないときは、落札の決定を取り消すとともに、落札決定を取り消された者は、佐世保市財務規則第156条第4号の規定に（契約予定金額の100分の10）を支払うものとする。
- (6) 入札の無効  
本公告に示した入札参加資格のない者による入札、入札参加条件を満たさない者による入札、その他佐世保市財務規則第170条に該当する入札は無効とする。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

## 7 担当部署

〒857-8585 長崎県佐世保市八幡町1番10号  
佐世保市 市民生活部 コミュニティ・協働推進課（市役所本庁舎2階）  
TEL：（0956）24-1111（内2254）  
佐世保市のホームページ：<http://www.city.sasebo.lg.jp/>